

受講報告書

(フグ取扱責任者講習会の新しい認定基準に対する不足を補う講習会)

【受講者情報】

住所	〒
氏名	(電話： - -)
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
フグ取扱責任者講習会修了証書 (実技講習会) 交付年月日・証書番号	交付年月日：平成 年 月 日 証書番号：第 2 - 号 (お手元の修了証書の内容を記載してください。)

【講習会受講確認テスト】

次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入してください。

		解答
1	食品衛生法の改正により、令和2年6月1日から（経過措置1年）、原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務付けられた。	
2	ふぐ処理者とは、「ふぐの種類と鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者」のことである。	
3	岡山県の研修会を受講すれば、ナシフグの除毒処理を山梨県内でも行うことができる。	
4	ふぐの卵巣及び皮の塩蔵処理は、山梨県内で行うことを禁止している。	
5	精巣が可食であるふぐと、精巣が不可食であるふぐの交配による、雑種のふぐの精巣は、可食とされている。	

【講習会動画 視聴確認】

動画の途中に表示されるキーワードを順番に記載してください。

①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

報告書提出先

(郵送) 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当あて

(ファクシミリ) FAX 055-223-1492

報告書を提出いただいた後に、本講習会の修了証をお送りいたします。
上記自宅住所以外に送付を御希望の場合には、以下に記入してください。

(自宅と異なる修了証送付先)

住所：〒

あて名：